

最高裁秘書第2782号

令和元年5月31日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

令和元年5月8日付け（同月10日受付、最高裁秘書第2494号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成28年2月2-3日付け総務局第三課長、経理局用度課長事務連絡「録音反訳事務における反訳業務の発注について」（片面で5枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

(訟ろ-15-A)

平成28年2月23日

高等裁判所事務局次長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局総務局第三課長 佐野寛次

最高裁判所事務総局経理局用度課長 香村直樹

録音反訳事務における反訳業務の発注について（事務連絡）

平成28年度の録音反訳事務においては、発注までの手順に関して別紙のとおり変更があります。4月1日から実施しますので、録音反訳を利用する職員に対して周知するのはもとより、各庁の実情に応じた事務フローを確立して、録音反訳事務が適正に行われるよう取り計らいください。発注書の作成・送付・保存は形式的には会計事務に属しますが、事務の性質にとらわれることなく、裁判部と事務局との連携に立脚し、どの部署で担当するのが合理的で適正さを担保しやすいかという視点から検討・調整をお願いします。現場の職員には負担をかけることになりますが、御理解御協力をよろしくお願ひいたします。

なお、簡易裁判所に対しては所管の地方裁判所から伝達してください。

(別紙)

1 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(1) 発注書の作成・送付・保存について

- ア 立会メモとは別に発注書を作成し、反訳対象記録媒体及び立会メモ等を発送する際に、別途、録音反訳業者（以下「業者」という。）に対してファクシミリ又はメールで送信する。なお、業者が反訳対象記録媒体及び立会メモ等を業務実施庁に直接受領しに来る場合は、業者との間で事前協議を行った上で、受領時に発注書を直接交付することも差し支えない。
- イ 発注書の記載事項は、立会メモの冒頭項目（裁判所名、事件番号、期日、被尋問者名及び尋問時間）に発注区分を加えたものとする。
- ウ 立会メモの冒頭項目の写しではなく、発注書を会計書類として保存する。

(2) B区分の事前通知について

業者にB区分を利用して反訳初稿の提出を依頼する場合には、反訳予定の連絡（各月の前半分を当該月の前月の26日までに、各月の後半分を当該月の11日までにそれぞれ反訳予定を連絡）の際に、B区分の利用も併せて通知する。

2 変更の趣旨

(1) 発注書の作成・送付・保存について

これまで録音反訳事務において、業務実施庁は、業者に対して、反訳対象記録媒体及び立会メモ等を交付して反訳業務の発注を行うとともに、業務実施庁と業者との間で認識を共有し、確実に発注を行うため、裁判所名、事件番号、期日、被尋問者名及び尋問時間を発注に必要な事項として整理し、立会メモの冒頭項目（裁判所名、事件番号、期日、被尋問者名及び尋問時間が記載された部分）の写しを会計書類として保存しているところです。

ところで、発注書は、発注内容を特定するために作成するものであるため、

個別の発注における発注対象、納品場所及び納期を明確にする必要がありますが、録音反訳事務においては、発注対象及び納品場所は、立会メモの冒頭項目に記載されている事項が該当すると考えられます。

一方、納期に関しては、発注区分に応じて、反訳対象記録媒体及び立会メモ等を業者が受領した日又は時から起算して反訳初稿の提出期限が定められるため、発注段階においては、発注区分が納期に関する事項になります。発注区分の連絡においては、業務実施庁が、業者に対し、発注に先立ち受注態勢を検討してもらうために送付している反訳予定を連絡する書面（録音反訳方式利用事件一覧表及び反訳依頼事前通知書）等を活用してきましたが、確実に発注を行うためには、発注を行う段階において、業者に対して確定した発注区分を連絡する必要があります。

これまで、事務の効率的な処理という観点から、立会メモの冒頭項目を記載した部分を発注書として取り扱っていたところですが、発注書の役割が、発注に必要な事項を確実に連絡するとともに、発注行為を適正に行ったことを記録化するものという趣旨に鑑みると、発注事項が漏れなく記載された発注書という標題の書面を、立会メモとは別の独立の書面として作成・送付し、会計書類として保存することがより適切であるといえます。

そこで、発注を行う段階において、全ての発注に必要な事項（裁判所名、事件番号、期日、被尋問者名、尋問時間及び発注区分）が記載された発注書（以下、単に「発注書」という。）を作成し、保存する取扱いに変更しました。

また、業者にとっては、確定的な発注に必要な事項を少しでも早く把握することで、反訳対象記録媒体等が手元に届くまでの間に反訳態勢（主に人員の確保）を整えることが可能になり、業者からその旨の要望も示されています。これまでも、前述の反訳予定の事前連絡に加えて、多くの業務実施庁において、業者からの要望に基づき、反訳対象記録媒体を送付するのにあわせて、立会メモとは別に確定的な発注事項を記載した書面をファクシミリ又はメールで送付

していると承知しているところ、このような業者の便宜及びこれまでの運用を踏まえて、証拠調べが終了した後、反訳対象記録媒体等を業者に送付するに併せて、業者に対し、発注書をファクシミリ又はメールで送付する取扱いにしました。もっとも、この取扱いは、業者の反訳態勢の確保のために行うもので、業者が反訳対象記録媒体及び立会メモ等を業務実施庁に直接受領しに来る場合には、業者との間で事前協議を行った上で、受領時に発注書を直接交付することも許容されることになります。

(2) B区分の事前通知について

業務実施庁は、業者に受注態勢を検討させるとともに業務実施庁と業者との間で発注対象に関する認識を一致させるため、各月の前半分を当該月の前月の26日までに、各月の後半分を当該月の11日までに事件番号、供述者名及び反訳予定時間により反訳予定を連絡するとともに、実作業が時間単位であり、特定日及び休日の作業を含むC、D区分を利用する場合には、業者に受注態勢を整わせるため、発注日の7日以上前に、発注予定日、録音予定時間及び提出期限を通知することとしています。

ところで、B区分の事前通知の取扱いについては仕様書上明確になっていないところ、B区分は、A区分よりも短い日数で反訳初稿を提出する必要があることはC区分及びD区分と変わりがなく、業者にとって、発注段階でB区分の指定をされたとしても、発注状況によっては人員の確保が間に合わず、反訳初稿の提出遅延を招く事態につながらないとも限りません。

そこで、B区分を利用する場合にも、業者の反訳態勢を確保するため、業者に対して事前に連絡することが有効ですが、同区分は、実作業が日単位で特定日及び休日を含まないため、実作業が時間単位で特定日及び休日を含むC区分及びD区分と異なり、発注予定日及び提出期限を連絡するまでの必要はありませんので、反訳予定の連絡に併せて、B区分の利用を通知することで足りるといえます。もっとも、反訳予定に変更が生じた場合には、直ちに変更後の反訳

予定を連絡する必要があることは従前のとおりです。

なお、多くの庁では、録音反訳方式利用事件一覧表の写しを利用し、同一覧表に記載欄がある「発注区分」も含めて業者に反訳予定の連絡をしていると承知しているところ、このような取扱いを行っている庁については、運用上既にB区分の事前通知を行っていることになりますので、事務処理に変更はありません。

おって、反訳予定の際の連絡事項として、これまで事件番号、供述者名及び反訳予定時間を連絡するとしていましたが、発注書の記載事項と平仄をあわせるため、裁判所名（業務実施庁名）、事件番号、期日（日時）、被尋問者氏名及び反訳予定時間を連絡する取扱いに変更します。